

# 参 考

## 参考 1 補償と福祉事業の関係

補 償	<p style="text-align: center;"><b>休 業 補 償</b></p> <p>勤務することができない場合で給与を受けないとき <math>W \times \frac{60}{100}</math></p> <p>勤務することができない場合で給与が <math>W \times \frac{60}{100}</math> に満たないとき <math>W \times \frac{60}{100} - \text{給与}</math></p> <p>所定の勤務時間の一部につき勤務できない場合で給与がWに満たないとき <math>(W - \text{給与}) \times \frac{60}{100}</math></p>		<p style="text-align: center;"><b>傷 病 補 償 年 金</b></p> <p>1年6か月経過後も治ゆせず、傷病等級（1G～3G）に該当する場合（休業補償と併給せず）</p> <table border="1"> <tr> <th>傷病等級</th> <th>年金額</th> </tr> <tr> <td>1 G</td> <td><math>W \times 313</math></td> </tr> <tr> <td>2 G</td> <td>277</td> </tr> <tr> <td>3 G</td> <td>245</td> </tr> </table>		傷病等級	年金額	1 G	$W \times 313$	2 G	277	3 G	245	<p style="text-align: center;"><b>障 害 補 償</b></p> <p>治ゆ後残存障害がある場合</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">〔年 金〕</th> <th colspan="2">〔一 時 金〕</th> </tr> <tr> <th colspan="2">(障害等級 1 G～7 G)</th> <th colspan="2">(障害等級 8 G～14 G)</th> </tr> <tr> <td>1 G</td> <td><math>W \times 313</math></td> <td>8 G</td> <td><math>W \times 503</math></td> </tr> <tr> <td>2 G</td> <td>277</td> <td>9 G</td> <td>391</td> </tr> <tr> <td>3 G</td> <td>245</td> <td>10 G</td> <td>302</td> </tr> <tr> <td>4 G</td> <td>213</td> <td>11 G</td> <td>223</td> </tr> <tr> <td>5 G</td> <td>184</td> <td>12 G</td> <td>156</td> </tr> <tr> <td>6 G</td> <td>156</td> <td>13 G</td> <td>101</td> </tr> <tr> <td>7 G</td> <td>131</td> <td>14 G</td> <td>56</td> </tr> </table>		〔年 金〕		〔一 時 金〕		(障害等級 1 G～7 G)		(障害等級 8 G～14 G)		1 G	$W \times 313$	8 G	$W \times 503$	2 G	277	9 G	391	3 G	245	10 G	302	4 G	213	11 G	223	5 G	184	12 G	156	6 G	156	13 G	101	7 G	131	14 G	56																
	傷病等級	年金額																																																																
1 G	$W \times 313$																																																																	
2 G	277																																																																	
3 G	245																																																																	
〔年 金〕		〔一 時 金〕																																																																
(障害等級 1 G～7 G)		(障害等級 8 G～14 G)																																																																
1 G	$W \times 313$	8 G	$W \times 503$																																																															
2 G	277	9 G	391																																																															
3 G	245	10 G	302																																																															
4 G	213	11 G	223																																																															
5 G	184	12 G	156																																																															
6 G	156	13 G	101																																																															
7 G	131	14 G	56																																																															
		<p style="text-align: center;"><b>障害補償年金前払一時金</b></p> <p>上限額の範囲内で、上限額及び年金受給権者が選択した額</p> <p style="text-align: right;"> <math>\left. \begin{matrix} W \times 1,200 \\ 1,000 \\ 800 \\ 600 \\ 400 \\ 200 \end{matrix} \right\}</math>のうち         </p> <p>(上限額)</p> <table border="1"> <tr> <td>1 G</td> <td><math>W \times 1,340</math></td> <td>4 G</td> <td><math>W \times 920</math></td> <td>7 G</td> <td><math>W \times 560</math></td> </tr> <tr> <td>2 G</td> <td>1,190</td> <td>5 G</td> <td>790</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 G</td> <td>1,050</td> <td>6 G</td> <td>670</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				1 G	$W \times 1,340$	4 G	$W \times 920$	7 G	$W \times 560$	2 G	1,190	5 G	790			3 G	1,050	6 G	670																																													
1 G	$W \times 1,340$	4 G	$W \times 920$	7 G	$W \times 560$																																																													
2 G	1,190	5 G	790																																																															
3 G	1,050	6 G	670																																																															
福 祉 事 業	<p style="text-align: center;"><b>給付金（期末手当等反映）</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>休 業 援 護 金</b></p> <p>(対 象)</p> <p>① 休業補償を受ける者</p> <p>② 勤務時間の全部にわたって勤務できない場合で、給与がWの <math>\frac{60}{100}</math> 以上 <math>\frac{80}{100}</math> 未満の者</p> <p>(傷病補償年金受給者は除く。)</p> <p>(支給額)</p> <p>① 所定の勤務時間の一部について勤務できない場合 <math>(W - \text{給与}) \times \frac{20}{100}</math></p> <p>② 所定の勤務時間の全部について勤務できない場合で、  <math>W \times \frac{60}{100} \leq \text{給与} &lt; W \times \frac{80}{100}</math> のとき <math>W \times \frac{80}{100} - \text{給与}</math></p> <p>• <math>0 \leq \text{給与} &lt; W \times \frac{60}{100}</math> のとき <math>W \times \frac{20}{100}</math></p>		<p style="text-align: center;"><b>傷病特別給付金（年金）</b></p> <p>傷病補償年金の受給権者に支給する。</p> <p>傷病補償年金額 <math>\times \frac{20}{100}</math></p> <p>(上 限 額)</p> <table border="1"> <tr> <td>1 G</td> <td><math>150\text{万円} \times \frac{313}{365}</math></td> </tr> <tr> <td>2 G</td> <td><math>\frac{277}{365}</math></td> </tr> <tr> <td>3 G</td> <td><math>\frac{245}{365}</math></td> </tr> </table>		1 G	$150\text{万円} \times \frac{313}{365}$	2 G	$\frac{277}{365}$	3 G	$\frac{245}{365}$	<p style="text-align: center;"><b>障 害 特 別 給 付 金</b></p> <p>〔年 金〕 (障害等級 1 G～7 G) 〔一 時 金〕 (障害等級 8 G～14 G)</p> <p>障害補償年金額 <math>\times \frac{20}{100}</math> 障害補償一時金額 <math>\times \frac{20}{100}</math></p> <p>(上 限 額)</p> <p>各等級ごとに150万円に障害補償年金又は一時金の額の算定に用いたWに乗ずる日数を365で除して得た数を乗じた額</p>																																																						
		1 G	$150\text{万円} \times \frac{313}{365}$																																																															
		2 G	$\frac{277}{365}$																																																															
3 G	$\frac{245}{365}$																																																																	
社	<p style="text-align: center;"><b>支給金（見舞金）</b></p>		<p style="text-align: center;"><b>傷病特別支給金（一時金）</b></p> <p>傷病補償年金の受給権者に支給する。</p> <table border="1"> <tr> <td>1 G</td> <td>114万円</td> </tr> <tr> <td>2 G</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>3 G</td> <td>100</td> </tr> </table>		1 G	114万円	2 G	107	3 G	100	<p style="text-align: center;"><b>障害特別支給金（一時金）</b></p> <p>障害補償の受給権者に支給する。</p> <table border="1"> <tr> <td>1 G</td> <td>342万円</td> <td>8 G</td> <td>65万円</td> </tr> <tr> <td>2 G</td> <td>320</td> <td>9 G</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>3 G</td> <td>300</td> <td>10 G</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>4 G</td> <td>264</td> <td>11 G</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>5 G</td> <td>225</td> <td>12 G</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>6 G</td> <td>192</td> <td>13 G</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>7 G</td> <td>159</td> <td>14 G</td> <td>8</td> </tr> </table>		1 G	342万円	8 G	65万円	2 G	320	9 G	50	3 G	300	10 G	39	4 G	264	11 G	29	5 G	225	12 G	20	6 G	192	13 G	14	7 G	159	14 G	8																										
	1 G	114万円																																																																
2 G	107																																																																	
3 G	100																																																																	
1 G	342万円	8 G	65万円																																																															
2 G	320	9 G	50																																																															
3 G	300	10 G	39																																																															
4 G	264	11 G	29																																																															
5 G	225	12 G	20																																																															
6 G	192	13 G	14																																																															
7 G	159	14 G	8																																																															
業	<p style="text-align: center;"><b>援 護 金（生活援護）</b></p>		<p style="text-align: center;"><b>障害特別援護金（一時金）</b></p> <p>障害補償の受給権者に支給する。</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">(公務災害)</th> <th colspan="2">(通勤災害)</th> </tr> <tr> <td>1 G</td> <td>1,540万円</td> <td>1 G</td> <td>915万円</td> </tr> <tr> <td>2 G</td> <td>1,500</td> <td>2 G</td> <td>885</td> </tr> <tr> <td>3 G</td> <td>1,460</td> <td>3 G</td> <td>855</td> </tr> <tr> <td>4 G</td> <td>875</td> <td>4 G</td> <td>520</td> </tr> <tr> <td>5 G</td> <td>745</td> <td>5 G</td> <td>445</td> </tr> <tr> <td>6 G</td> <td>615</td> <td>6 G</td> <td>375</td> </tr> <tr> <td>7 G</td> <td>485</td> <td>7 G</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>8 G</td> <td>320</td> <td>8 G</td> <td>190</td> </tr> <tr> <td>9 G</td> <td>250</td> <td>9 G</td> <td>155</td> </tr> <tr> <td>10 G</td> <td>195</td> <td>10 G</td> <td>125</td> </tr> <tr> <td>11 G</td> <td>145</td> <td>11 G</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>12 G</td> <td>105</td> <td>12 G</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>13 G</td> <td>75</td> <td>13 G</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>14 G</td> <td>45</td> <td>14 G</td> <td>40</td> </tr> </table>				(公務災害)		(通勤災害)		1 G	1,540万円	1 G	915万円	2 G	1,500	2 G	885	3 G	1,460	3 G	855	4 G	875	4 G	520	5 G	745	5 G	445	6 G	615	6 G	375	7 G	485	7 G	300	8 G	320	8 G	190	9 G	250	9 G	155	10 G	195	10 G	125	11 G	145	11 G	95	12 G	105	12 G	75	13 G	75	13 G	55	14 G	45	14 G	40
(公務災害)		(通勤災害)																																																																
1 G	1,540万円	1 G	915万円																																																															
2 G	1,500	2 G	885																																																															
3 G	1,460	3 G	855																																																															
4 G	875	4 G	520																																																															
5 G	745	5 G	445																																																															
6 G	615	6 G	375																																																															
7 G	485	7 G	300																																																															
8 G	320	8 G	190																																																															
9 G	250	9 G	155																																																															
10 G	195	10 G	125																																																															
11 G	145	11 G	95																																																															
12 G	105	12 G	75																																																															
13 G	75	13 G	55																																																															
14 G	45	14 G	40																																																															

(注) この表は、療養補償、介護補償及び葬祭補償を除く各種補償と、各種補償に関連して支給される福祉事業との関係を示したものである。

W：平均給与額  
G：等級

A：配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹  
B：A以外で生計維持関係にある18歳未満若しくは55歳以上又は障害の状態にある三親等内の親族  
C：A、B以外で生計維持関係のあるもの

<p style="text-align: center;"><b>障害補償年金差額一時金</b></p> <p>障害補償年金の受給権者が死亡し、既に支給された年金及び前払一時金の額が下の額に満たないとき、その差額を遺族に支給する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1 G</td><td>W×1,340</td></tr> <tr><td>2 G</td><td>1,190</td></tr> <tr><td>3 G</td><td>1,050</td></tr> <tr><td>◎ 4 G</td><td>920</td></tr> <tr><td>5 G</td><td>790</td></tr> <tr><td>6 G</td><td>670</td></tr> <tr><td>7 G</td><td>560</td></tr> </table>	1 G	W×1,340	2 G	1,190	3 G	1,050	◎ 4 G	920	5 G	790	6 G	670	7 G	560	<p style="text-align: center;"><b>遺族補償</b></p> <p style="text-align: center;">公務又は通勤による災害で死亡した職員の遺族に支給する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">〔年 金〕</td> <td style="width: 50%;">〔一 時 金〕</td> </tr> <tr> <td>遺族数</td> <td>① 死亡当時年金受給権者たる遺族がないとき</td> </tr> <tr> <td>1 人</td> <td>A W×1,000</td> </tr> <tr> <td>(55歳以上の妻等)</td> <td>B 700</td> </tr> <tr> <td>2 人</td> <td>C 400</td> </tr> <tr> <td>3 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 人以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>W×153</td> </tr> <tr> <td></td> <td>175</td> </tr> <tr> <td></td> <td>201</td> </tr> <tr> <td></td> <td>223</td> </tr> <tr> <td></td> <td>245</td> </tr> </table>	〔年 金〕	〔一 時 金〕	遺族数	① 死亡当時年金受給権者たる遺族がないとき	1 人	A W×1,000	(55歳以上の妻等)	B 700	2 人	C 400	3 人		4 人以上			W×153		175		201		223		245	<p style="text-align: center;">〔一 時 金〕</p> <p>(遺族補償年金失権差額一時金)</p> <p>② 年金受給権者が失権し、他に年金受給権者がなく、かつ、既に支給された年金及び前払一時金の額が①の場合に支給される一時金の額に満たないとき、その差額を支給する。</p>
1 G	W×1,340																																							
2 G	1,190																																							
3 G	1,050																																							
◎ 4 G	920																																							
5 G	790																																							
6 G	670																																							
7 G	560																																							
〔年 金〕	〔一 時 金〕																																							
遺族数	① 死亡当時年金受給権者たる遺族がないとき																																							
1 人	A W×1,000																																							
(55歳以上の妻等)	B 700																																							
2 人	C 400																																							
3 人																																								
4 人以上																																								
	W×153																																							
	175																																							
	201																																							
	223																																							
	245																																							
	<p style="text-align: center;"><b>遺族補償年金前払一時金</b></p> <p style="text-align: center;">次のうち年金受給権者が選択した額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>W×1,000</td> <td>W×400</td> </tr> <tr> <td>800</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>600</td> <td></td> </tr> </table>	W×1,000	W×400	800	200	600																																		
W×1,000	W×400																																							
800	200																																							
600																																								
<p style="text-align: center;"><b>障害差額特別給付金(一時金)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害補償年金差額一時金の受給権者</li> <li>・障害補償年金前払一時金が支給されなければ障害補償年金差額一時金を受ける権利を有することとなる者</li> </ul> <p><math>\left[ \text{◎} \times \frac{20}{100} \right]</math> - 既に支給された特別給付金の額</p> <p>(上 限)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1 G</td><td>150万円×1,340/365</td></tr> <tr><td>2 G</td><td>1,190/365</td></tr> <tr><td>3 G</td><td>1,050/365</td></tr> <tr><td>4 G</td><td>920/365</td></tr> <tr><td>5 G</td><td>790/365</td></tr> <tr><td>6 G</td><td>670/365</td></tr> <tr><td>7 G</td><td>560/365</td></tr> </table>	1 G	150万円×1,340/365	2 G	1,190/365	3 G	1,050/365	4 G	920/365	5 G	790/365	6 G	670/365	7 G	560/365	<p style="text-align: center;"><b>遺族特別給付金</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">〔年 金〕</td> <td style="width: 50%;">〔一 時 金〕</td> </tr> <tr> <td>遺族補償年金額×<math>\frac{20}{100}</math></td> <td>遺族補償一時金額×<math>\frac{20}{100}</math></td> </tr> <tr> <td>(上 限 額)</td> <td>(上 限 額)</td> </tr> <tr> <td>1 人 150万円×<math>\frac{153}{365}</math></td> <td>A 150×<math>\frac{1000}{365}</math></td> </tr> <tr> <td>(55歳以上の妻等) <math>\frac{175}{365}</math></td> <td>B <math>\frac{700}{365}</math></td> </tr> <tr> <td>2 人 <math>\frac{201}{365}</math></td> <td>C <math>\frac{400}{365}</math></td> </tr> <tr> <td>3 人 <math>\frac{223}{365}</math></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 人以上 <math>\frac{245}{365}</math></td> <td></td> </tr> </table>	〔年 金〕	〔一 時 金〕	遺族補償年金額× $\frac{20}{100}$	遺族補償一時金額× $\frac{20}{100}$	(上 限 額)	(上 限 額)	1 人 150万円× $\frac{153}{365}$	A 150× $\frac{1000}{365}$	(55歳以上の妻等) $\frac{175}{365}$	B $\frac{700}{365}$	2 人 $\frac{201}{365}$	C $\frac{400}{365}$	3 人 $\frac{223}{365}$		4 人以上 $\frac{245}{365}$		<p style="text-align: center;"><b>遺族特別給付金(一時金)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺族補償一時金②の受給権者</li> <li>・遺族補償年金前払一時金が支給されなければ②の遺族補償一時金を受ける権利を有することとなる者</li> </ul> <p><math>\left[ \frac{\text{遺族補償一時金額} \times 20}{100} \right]</math> - 既に支給された特別給付金の額</p>								
1 G	150万円×1,340/365																																							
2 G	1,190/365																																							
3 G	1,050/365																																							
4 G	920/365																																							
5 G	790/365																																							
6 G	670/365																																							
7 G	560/365																																							
〔年 金〕	〔一 時 金〕																																							
遺族補償年金額× $\frac{20}{100}$	遺族補償一時金額× $\frac{20}{100}$																																							
(上 限 額)	(上 限 額)																																							
1 人 150万円× $\frac{153}{365}$	A 150× $\frac{1000}{365}$																																							
(55歳以上の妻等) $\frac{175}{365}$	B $\frac{700}{365}$																																							
2 人 $\frac{201}{365}$	C $\frac{400}{365}$																																							
3 人 $\frac{223}{365}$																																								
4 人以上 $\frac{245}{365}$																																								
	<p style="text-align: center;"><b>遺族特別支給金(一時金)</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">年金受給権者</td> <td style="width: 50%;">一時金受給権者</td> </tr> <tr> <td>(公務災害)</td> <td>A 300万円</td> </tr> <tr> <td>1,735万円</td> <td>B 210</td> </tr> <tr> <td>(通勤災害)</td> <td>C 120</td> </tr> <tr> <td>1,115万円</td> <td></td> </tr> </table>	年金受給権者	一時金受給権者	(公務災害)	A 300万円	1,735万円	B 210	(通勤災害)	C 120	1,115万円																														
年金受給権者	一時金受給権者																																							
(公務災害)	A 300万円																																							
1,735万円	B 210																																							
(通勤災害)	C 120																																							
1,115万円																																								
	<p style="text-align: center;"><b>遺族特別援護金(一時金)</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">年金受給権者</td> <td style="width: 50%;">一時金受給権者</td> </tr> <tr> <td>(公務災害)</td> <td>(公務災害)</td> </tr> <tr> <td>1,735万円</td> <td>A 1,735万円</td> </tr> <tr> <td>(通勤災害)</td> <td>B 1,215</td> </tr> <tr> <td>1,115万円</td> <td>C 695</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(通勤災害)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A 1,115万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B 780</td> </tr> <tr> <td></td> <td>C 445</td> </tr> </table>	年金受給権者	一時金受給権者	(公務災害)	(公務災害)	1,735万円	A 1,735万円	(通勤災害)	B 1,215	1,115万円	C 695		(通勤災害)		A 1,115万円		B 780		C 445																					
年金受給権者	一時金受給権者																																							
(公務災害)	(公務災害)																																							
1,735万円	A 1,735万円																																							
(通勤災害)	B 1,215																																							
1,115万円	C 695																																							
	(通勤災害)																																							
	A 1,115万円																																							
	B 780																																							
	C 445																																							

## 参考 2 障害等級早見表

部 位	障 害 種 別	第 1 級 年金 313日	第 2 級 年金 277日	第 3 級 年金 245日	第 4 級 年金 213日	第 5 級 年金 184日	第 6 級 年金 156日
眼	球 眼 (両眼)	(1) 両眼が失明したものの	(1) 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの (2) 両眼の視力が0.02以下になったもの	(1) 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの	(1) 両眼の視力が0.06以下になったもの	(1) 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの	(1) 両眼の視力が0.1以下になったもの
		調 節 機 能 障 害					
		運 動 障 害					
		視 野 障 害					
	まぶた (右又は左)	欠 損 障 害					
	運 動 障 害						
耳	内 耳 等 (両耳)	聴 力 障 害			(3) 両耳の聴力を全く失ったもの		(3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
	外 耳 (右又は左)	欠 損 障 害					
鼻	欠 損 及 び 機 能 障 害						
口	そ しゃく 及 び 言 語 機 能 障 害	(2) そしゃく及び言語の機能を廃したものの		(2) そしゃく又は言語の機能を廃したものの	(2) そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの		(2) そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの
	歯 牙 障 害						
神経系統の機能 又は精神	神 経 系 統 又 は 精 神 の 障 害	(3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	(3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	(3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの		(2) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
頭 部 顔 面 部 頭 部	醜 状 障 害						
胸 腹 部 臓 器 (外生殖器を含む。)	胸 腹 部 臓 器 の 障 害	(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの		(3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	

[注] ( ) 内の数字は号数を表す。

第 7 級 年金 131日	第 8 級 一時金 503日	第 9 級 一時金 391日	第 10 級 一時金 302日	第 11 級 一時金 223日	第 12 級 一時金 156日	第 13 級 一時金 101日	第 14 級 一時金 56日
(1) 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの	(1) 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの	(1) 両眼の視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の視力が0.06以下になったもの	(1) 1眼の視力が0.1以下になったもの			(1) 1眼の視力が0.6以下になったもの	
			(2) 正面視で複視を残すもの	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害を残すもの	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害を残すもの		
		(3) 両眼に半盲症、視野狭さく又は、視野変状を残すもの		(1) 両眼の眼球に著しい運動障害を残すもの	(1) 1眼の眼球に著しい運動障害を残すもの	(2) 正面視以外で複視を残すもの	
		(4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの		(3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの		(2) 1眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの	
				(2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	(2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	(3) 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまっげはげを残すもの	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまっげはげを残すもの
(2) 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの		(7) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの	(5) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	(5) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの			(3) 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの
					(4) 1耳の耳かくの大部分を欠損したものの		
		(5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの					
		(6) そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの	(3) そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの				
			(4) 14歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	(4) 10歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	(3) 7歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	(4) 5歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	(2) 3歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
(4) 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの		(10) 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの			(13) 局部に頑固な神経症状を残すもの		(9) 局部に神経症状を残すもの
(12) 外貌に著しい醜状を残すもの		(16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの			(14) 外貌に醜状を残すもの		
(5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (13) 両側のこう丸を失ったもの		(11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (16) 生殖器に著しい障害を残すもの		(10) 胸腹部臓器に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの		(6) 胸腹部臓器に障害を残すもの	

部 位		障 害 種 別	第 1 級 年金 313日	第 2 級 年金 277日	第 3 級 年金 245日	第 4 級 年金 213日	第 5 級 年金 184日	第 6 級 年金 156日
体	せ き 柱	変 形 障 害						(5) せき柱に著しい変形を残すもの
		運 動 障 害						(5) せき柱に著しい運動障害を残すもの
幹	そ の 他 の 体 幹 骨	変 形 障 害 〔鎖骨、胸骨、 ろっ骨、肩こ う骨又は骨盤 骨〕						
上 上 (右又は左)	上 肢 (右又は左)	欠 損 障 害	(5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの	(5) 両上肢を手関節以上で失ったもの		(4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの	(4) 1上肢を手関節以上で失ったもの	
		機 能 障 害	(6) 両上肢の用を全廃したもの				(6) 1上肢の用を全廃したもの	(6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの
		変形(奇形)障害 〔上腕骨又は前 腕骨〕						
		醜 状 障 害						
肢 手 (右又は左)	手 指 (右又は左)	欠 損 障 害			(5) 両手の手指の全部を失ったもの			(8) 1手の5の手指又は母指及び示指を含み4の手指を失ったもの
		機 能 障 害				(6) 両手の手指の全部の用を廃したもの		
下 下 (右又は左)	下 肢 (右又は左)	欠 損 障 害	(7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの	(6) 両下肢を足関節以上で失ったもの		(5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	(5) 1下肢を足関節以上で失ったもの	
		機 能 障 害	(8) 両下肢の用を全廃したもの				(7) 1下肢の用を全廃したもの	(7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの
		変形(奇形)障害 〔大腿骨又は下 腿骨〕						
		短 縮 障 害						
		醜 状 障 害						
肢 足 (右又は左)	足 指 (右又は左)	欠 損 障 害					(8) 両足の足指の全部を失ったもの	
		機 能 障 害						

第 7 級 年金 131日	第 8 級 一時金 503日	第 9 級 一時金 391日	第 10 級 一時金 302日	第 11 級 一時金 223日	第 12 級 一時金 156日	第 13 級 一時金 101日	第 14 級 一時金 56日
				(7) せき柱に変形を残すもの			
	(2) せき柱に運動障害を残すもの						
					(5) 鎖骨、胸骨、ろっ骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの		
	(6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの		(00) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの		(6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの		
(9) 1上肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの	(8) 1上肢に偽関節を残すもの				(8) 長管骨に変形を残すもの		
							(4) 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
(6) 1手の母指を含み3の手指を失ったもの又は母指以外の4の手指を失ったもの	(3) 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指を失ったもの	(12) 1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの		(8) 1手の示指、中指又は環指を失ったもの	(9) 1手の小指を失ったもの	(8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの	(6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの
(7) 1手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したものの	(4) 1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指の用を廃したものの	(13) 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指の用を廃したものの	(7) 1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したものの		(10) 1手の示指、中指又は環指の用を廃したものの	(7) 1手の小指の用を廃したものの	(7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの
(8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの							
	(7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの		(11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの		(7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの		
(10) 1下肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの	(9) 1下肢に偽関節を残すもの				(8) 長管骨に変形を残すもの		
	(5) 1下肢を5センチメートル以上短縮したものの		(8) 1下肢を3センチメートル以上短縮したものの			(8) 1下肢を1センチメートル以上短縮したものの	
							(5) 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
	(10) 1足の足指の全部を失ったもの	(14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの	(9) 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの		(11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの	(9) 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの	
(11) 両足の足指の全部の用を廃したものの		(15) 1足の足指の全部の用を廃したものの		(10) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したものの	(12) 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したものの	(10) 1足の第2の足指の用を廃したものの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したものの	(8) 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したものの

### 参考3 標準処理期間一覧

(単位：月)

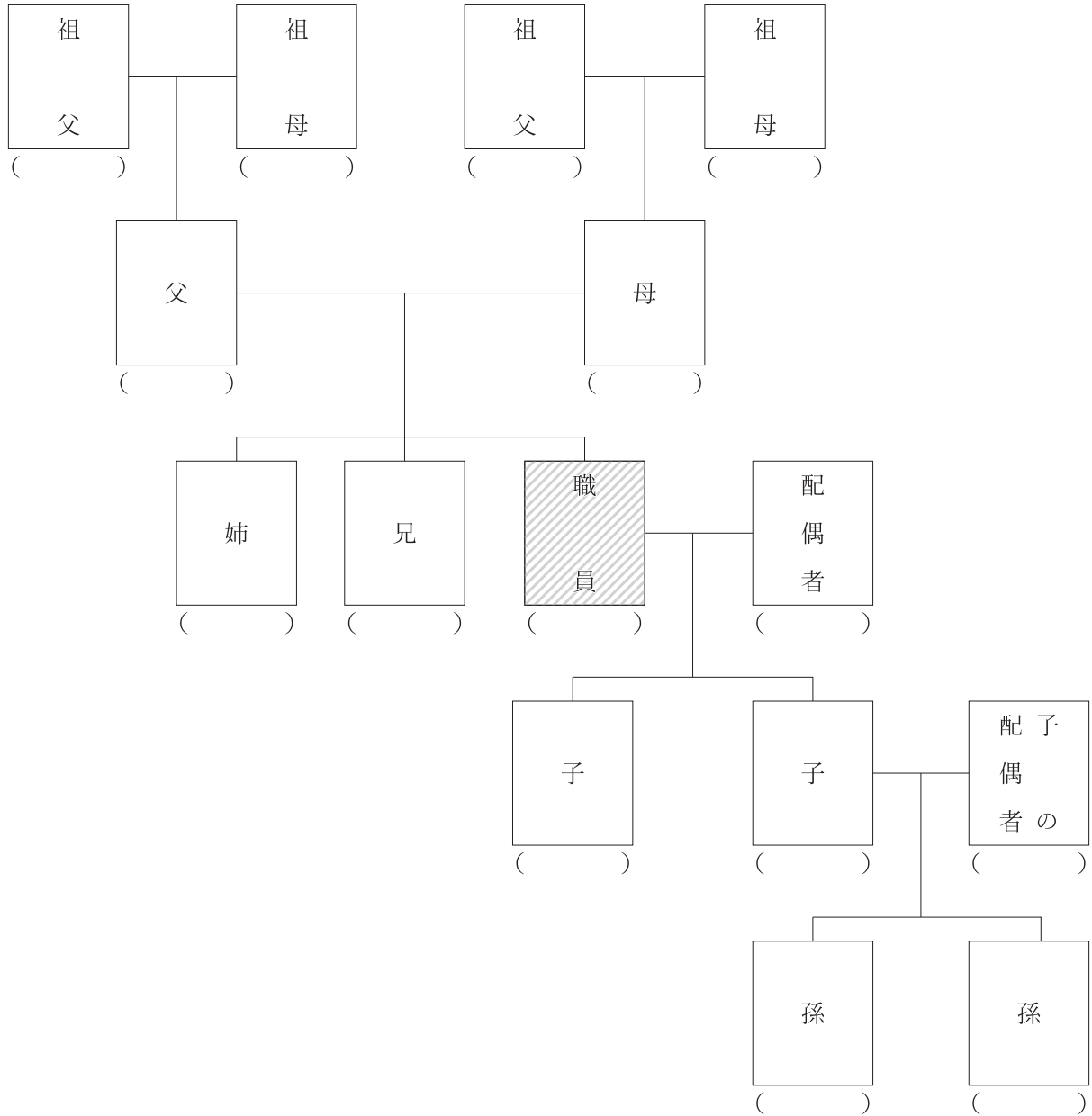
補償の種類	決定内容	任命権者における標準処理期間	基金における標準処理期間	全体の標準処理期間
療養補償 及び 休業補償	当初の支給（不支給）決定（負傷）	1	1	2
	当初の支給（不支給）決定（負傷に起因する疾病等）	2	4	6
	当初の支給（不支給）決定（精神疾病）	2	6	8
	2回目以降の支給（不支給）決定			1
障害補償	支給（不支給）決定			4
介護補償	当初の支給（不支給）決定			4
	2回目以降の支給（不支給）決定			1
遺族補償 及び	支給（不支給）決定（負傷による死亡）	2	2	4
	支給（不支給）決定（負傷に起因する疾病等と相当因果関係をもって生じた死亡）	2	4	6
葬祭補償	支給（不支給）決定（精神疾病と相当因果関係をもって生じた死亡）	2	6	8

- (注) 1 この表において、「負傷に起因する疾病等」とは、地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）第1条の3各号及び別表第1第1号から第8号までに規定する疾病をいい、「精神疾病」とは、同表第9号に規定する疾病をいう。
- 2 療養補償及び休業補償の「当初の支給（不支給）決定」の標準処理期間には、公務上の災害（通勤による災害を含む。以下同じ。）であるかどうかの認定に要する期間も含まれる。
- 3 療養補償及び休業補償について、公務上の災害の認定後に当初の支給請求がなされた場合には、当該請求の支給（不支給）決定に要する標準処理期間は「2回目以降の支給（不支給）決定」の標準処理期間による。
- 4 障害補償の「支給（不支給）決定」の標準処理期間には、等級決定に要する期間も含まれる。
- 5 介護補償の「支給（不支給）決定」の標準処理期間には、介護を要する状態の区分の決定に要する期間も含まれる。
- 6 遺族補償及び葬祭補償の「支給（不支給）決定」の標準処理期間には、公務上の災害であるかどうかの認定及び遺族の決定に要する期間も含まれる。
- 7 「任命権者における標準処理期間」とは、窓口において請求を受理してから支部に到達するまでの期間をいうものである。
- 8 「基金における標準処理期間」とは、任命権者から請求が到達してから支給する日又は不支給決定を通知した日までの期間をいうものである。



## 参考4 系図記載図

次のような形式で作成してください。

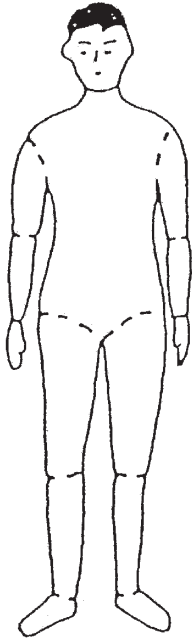


(注) ( )内は生年月日と職員が死亡した日の年齢を記入してください。

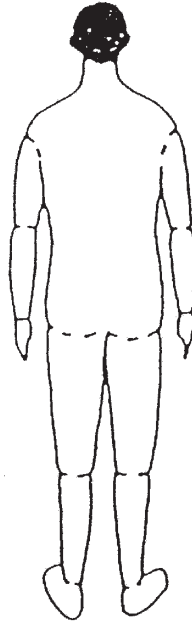
なお、死亡者については( )の前に死亡と記入し、( )内には死亡年月日を記入してください。

参考5 人体图

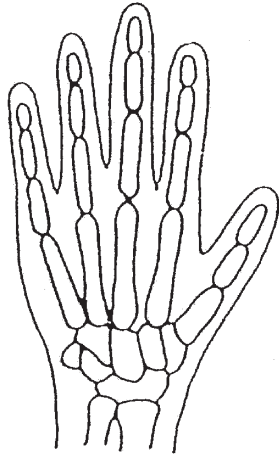
全身(前)



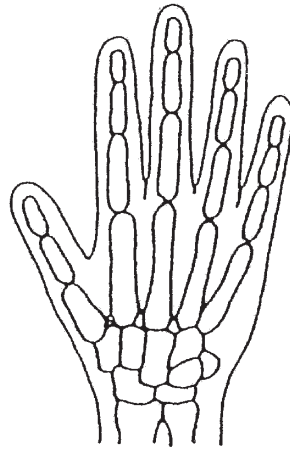
全身(後)



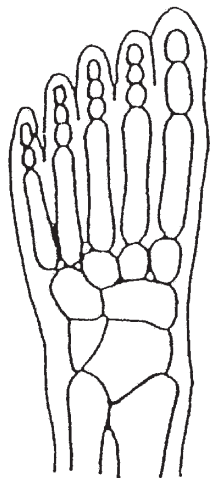
左手



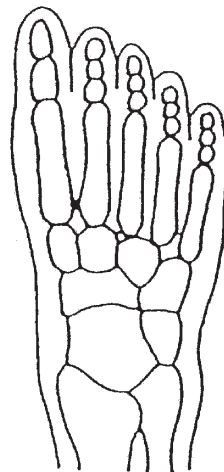
右手



左足

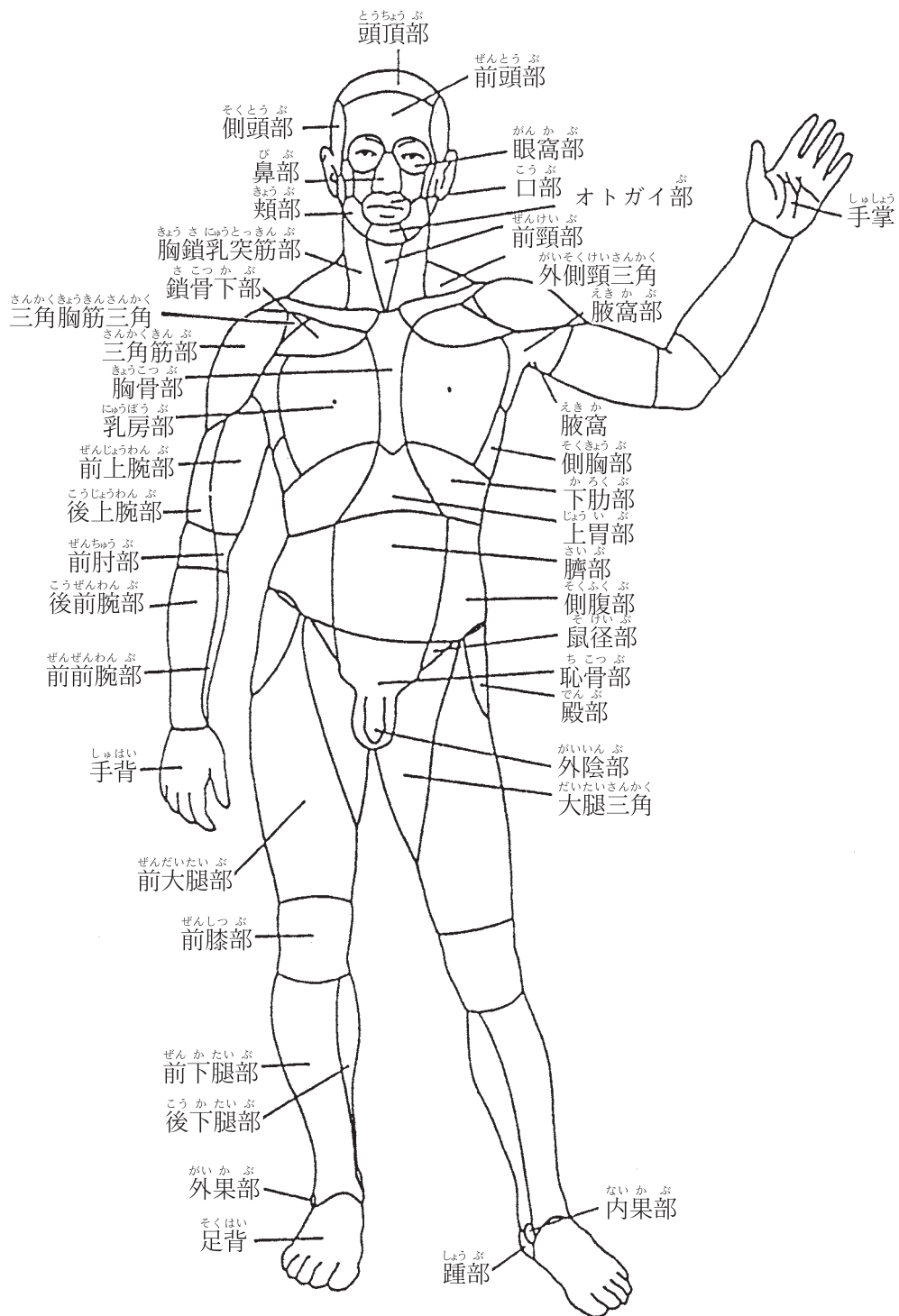


右足

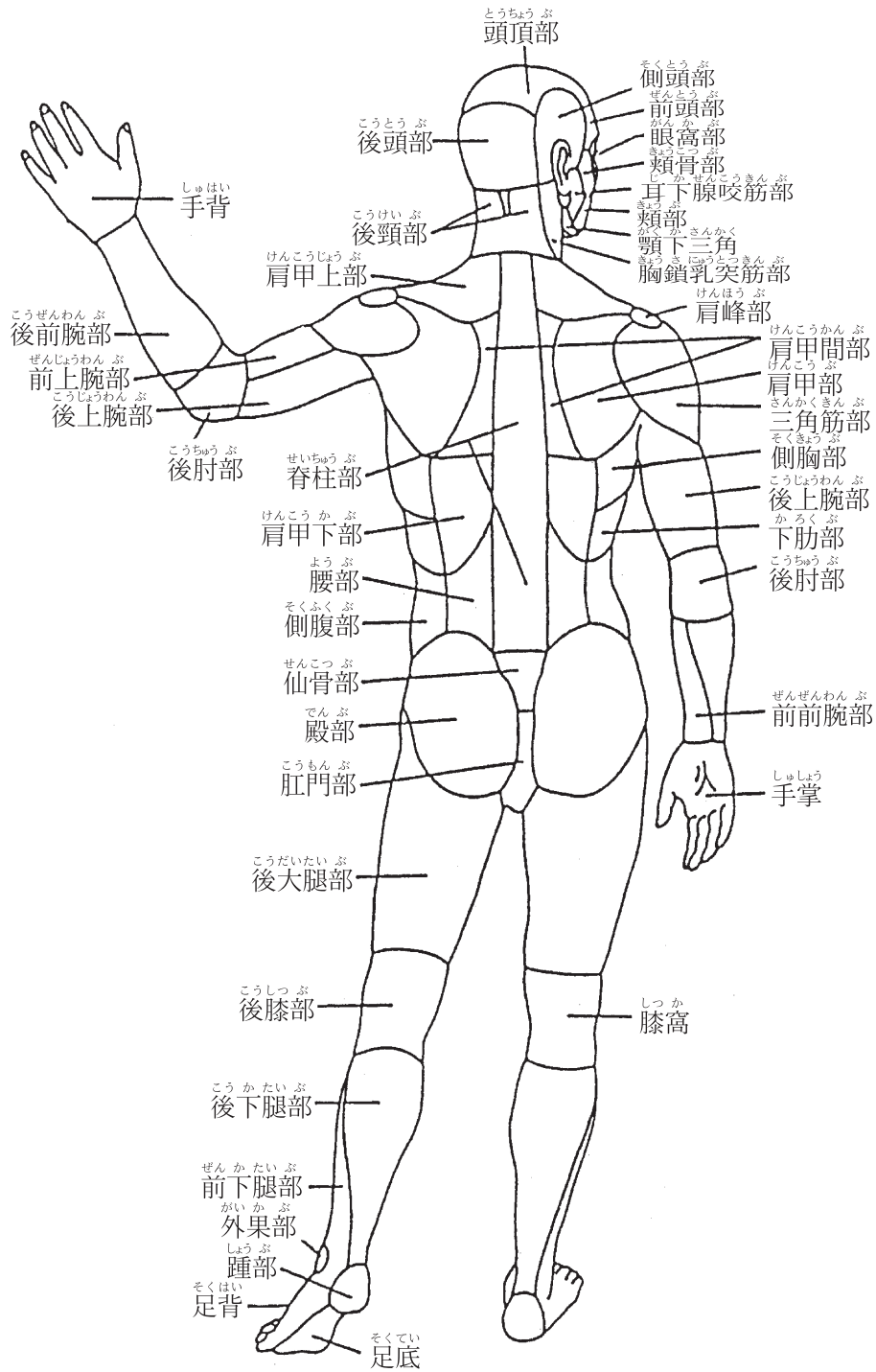


身体の区分

人体の部位 (前面)

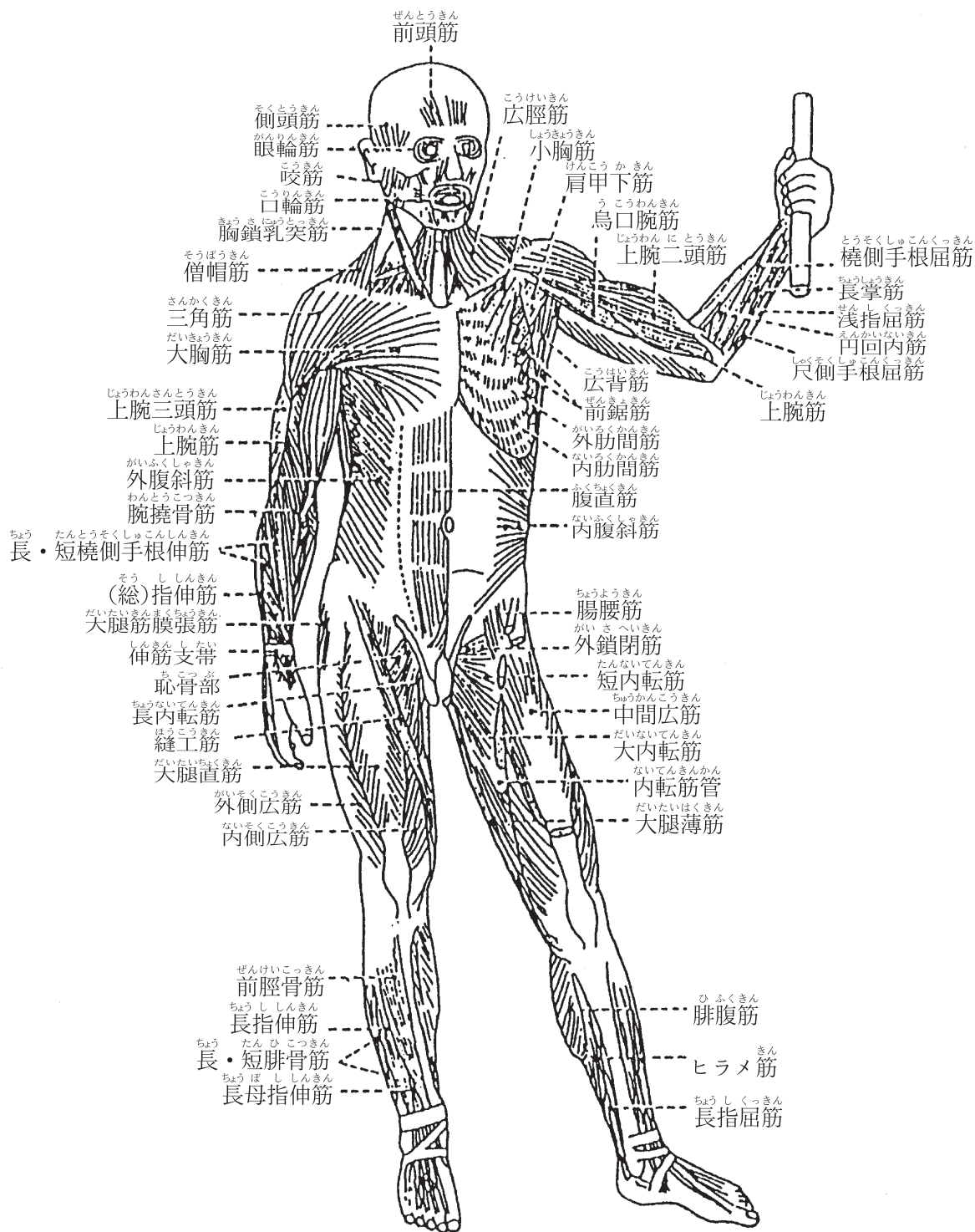


人体の部位(後面)

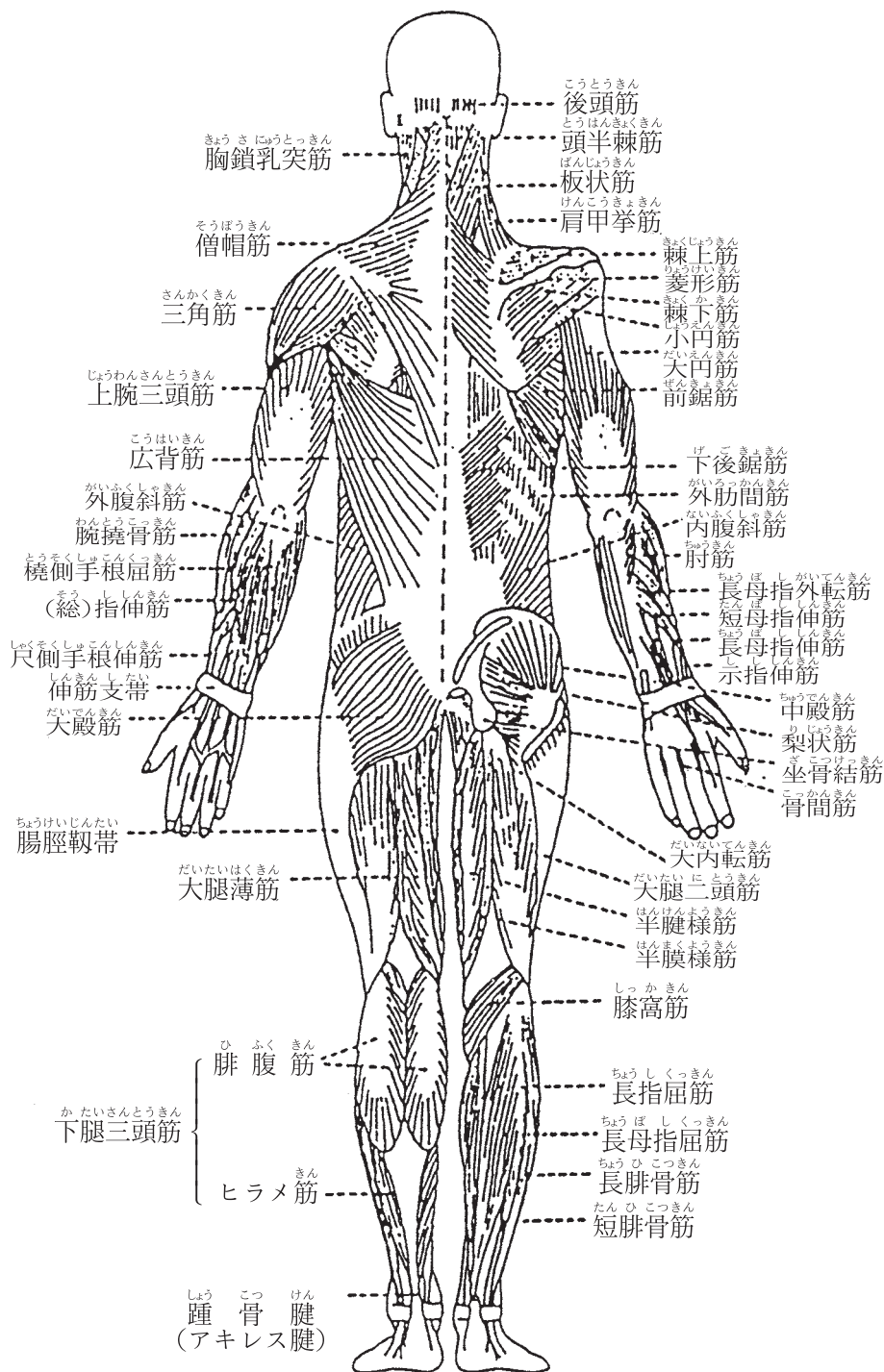


筋 群

(前半身の筋肉)



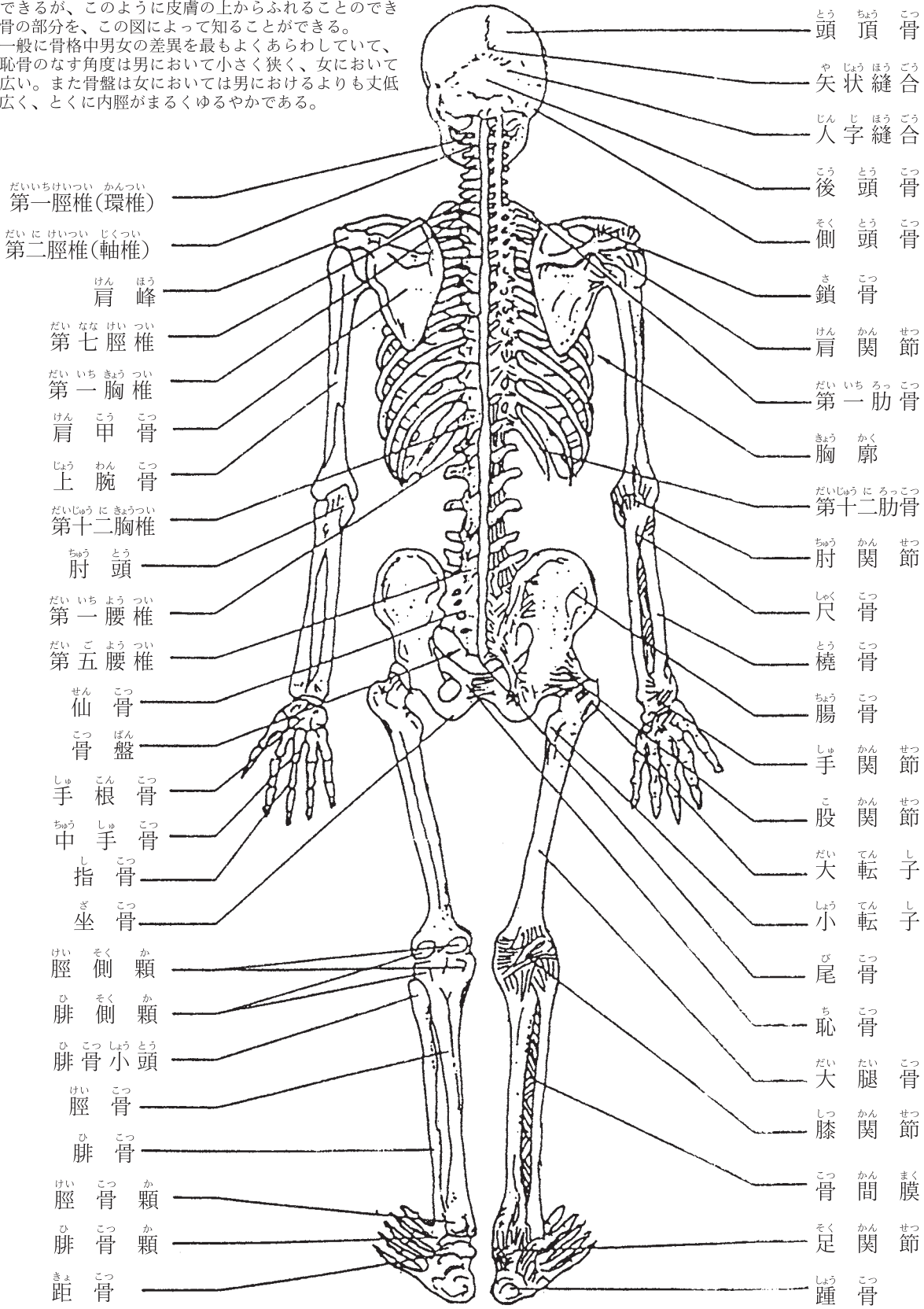
(後半身の筋肉)





( 後 面 )

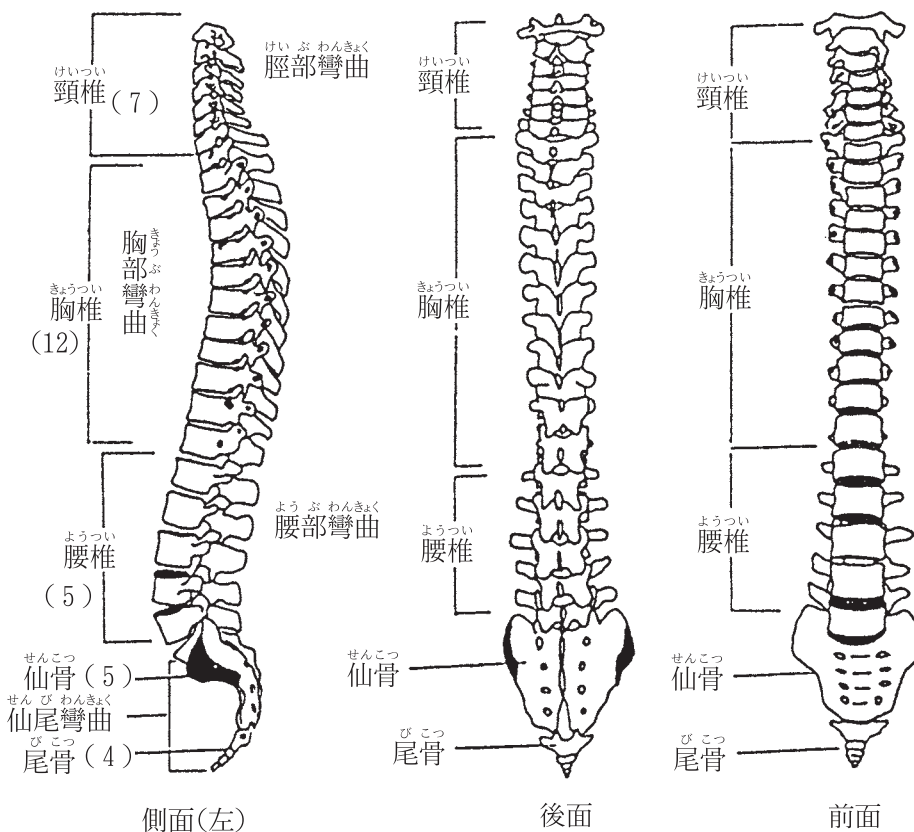
骨格系の後景 第七頸椎の棘突起は皮膚の上からよくふれることができるが、このように皮膚の上からふれることのできる他の骨の部分も、この図によって知ることができる。  
骨盤は一般に骨格中男女の差異を最もよくあらわして、左右の恥骨のなす角度は男において小さく狭く、女において大きく広い。また骨盤は女においては男におけるよりも丈低く、巾広く、とくに内脛がまるくゆるやかである。





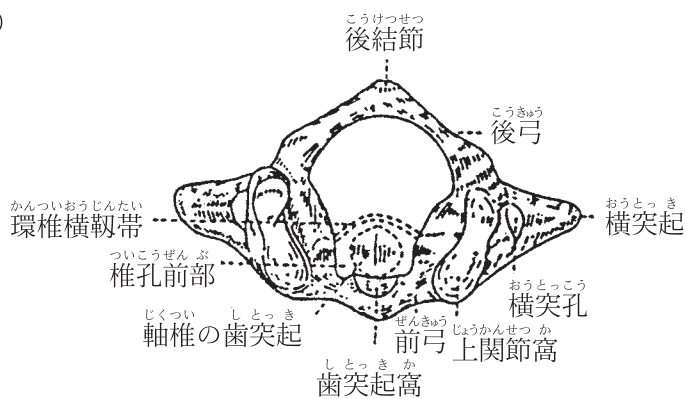
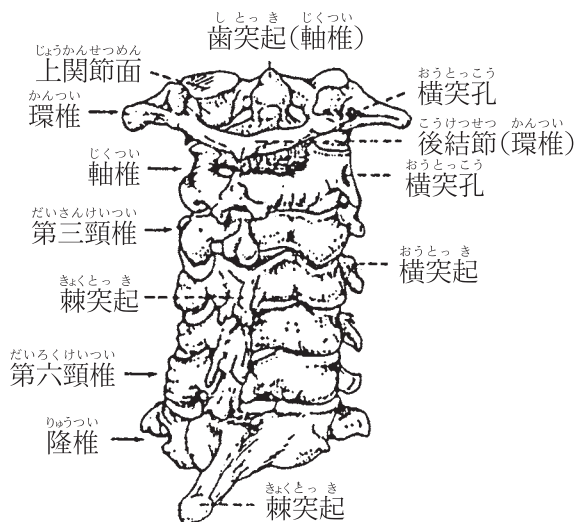
脊 柱

せき ちゅう 柱 (黒ヌリ部分は関節面)



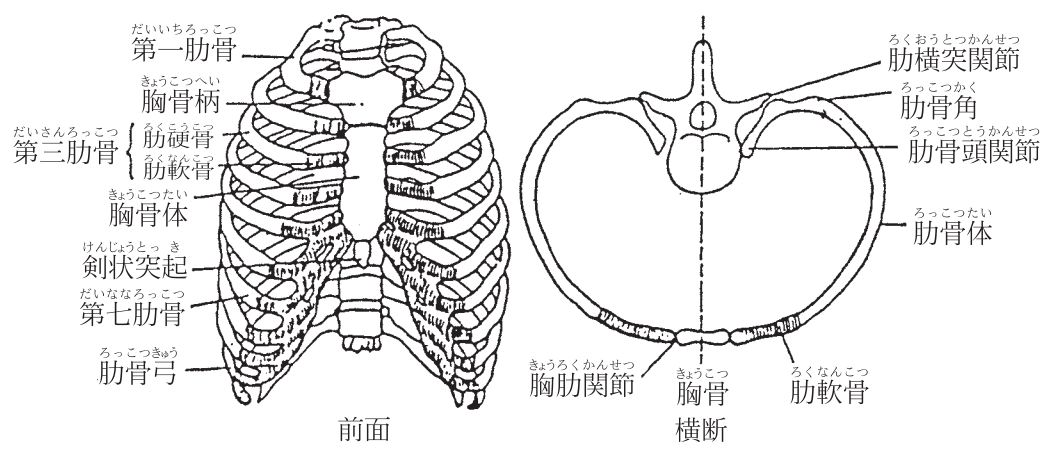
けい つい 椎 (斜め後面)

かん つい 椎 上 面

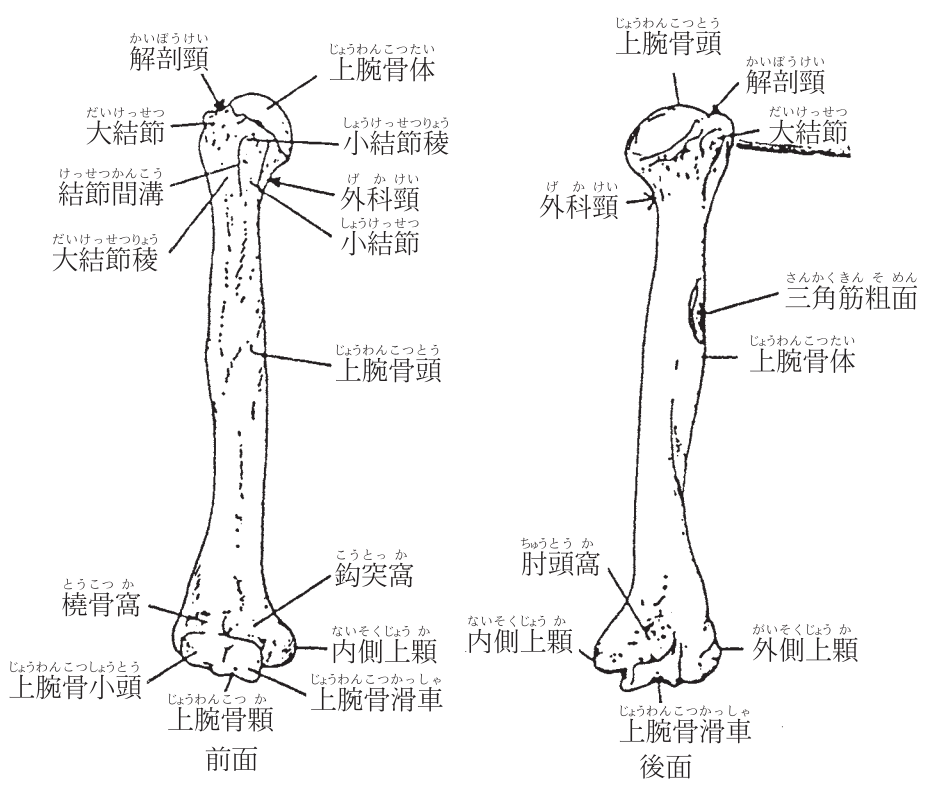


胸骨及び上肢骨

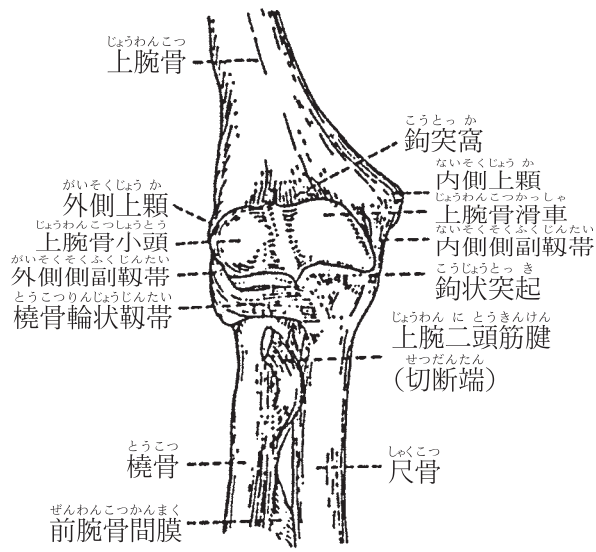
胸 郭



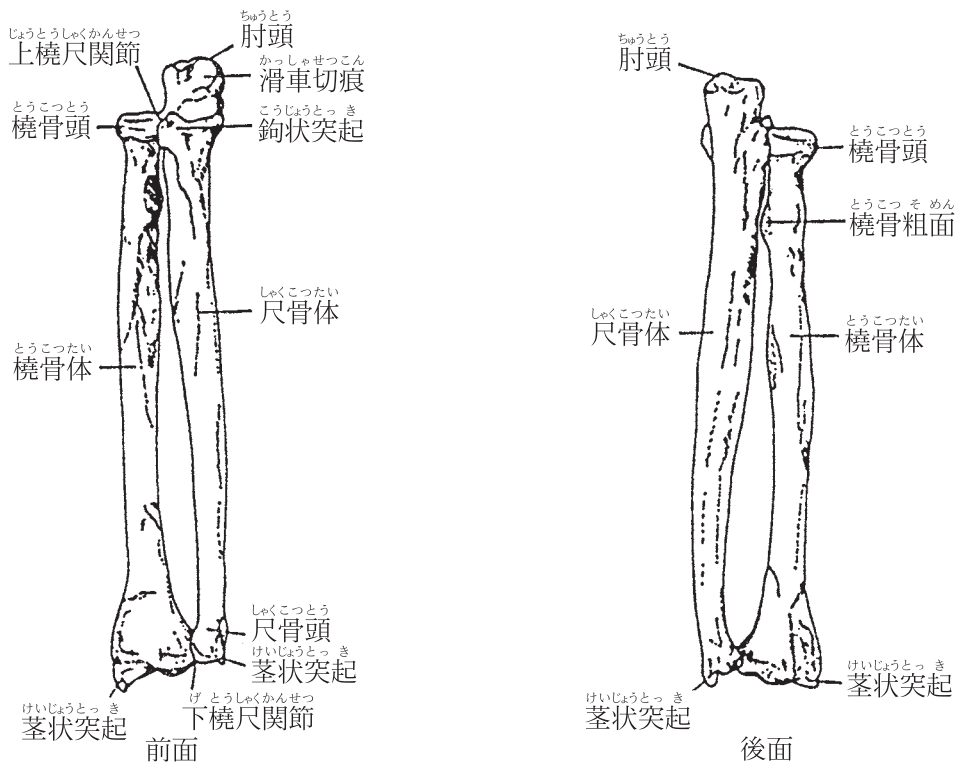
上 腕 骨 (右)



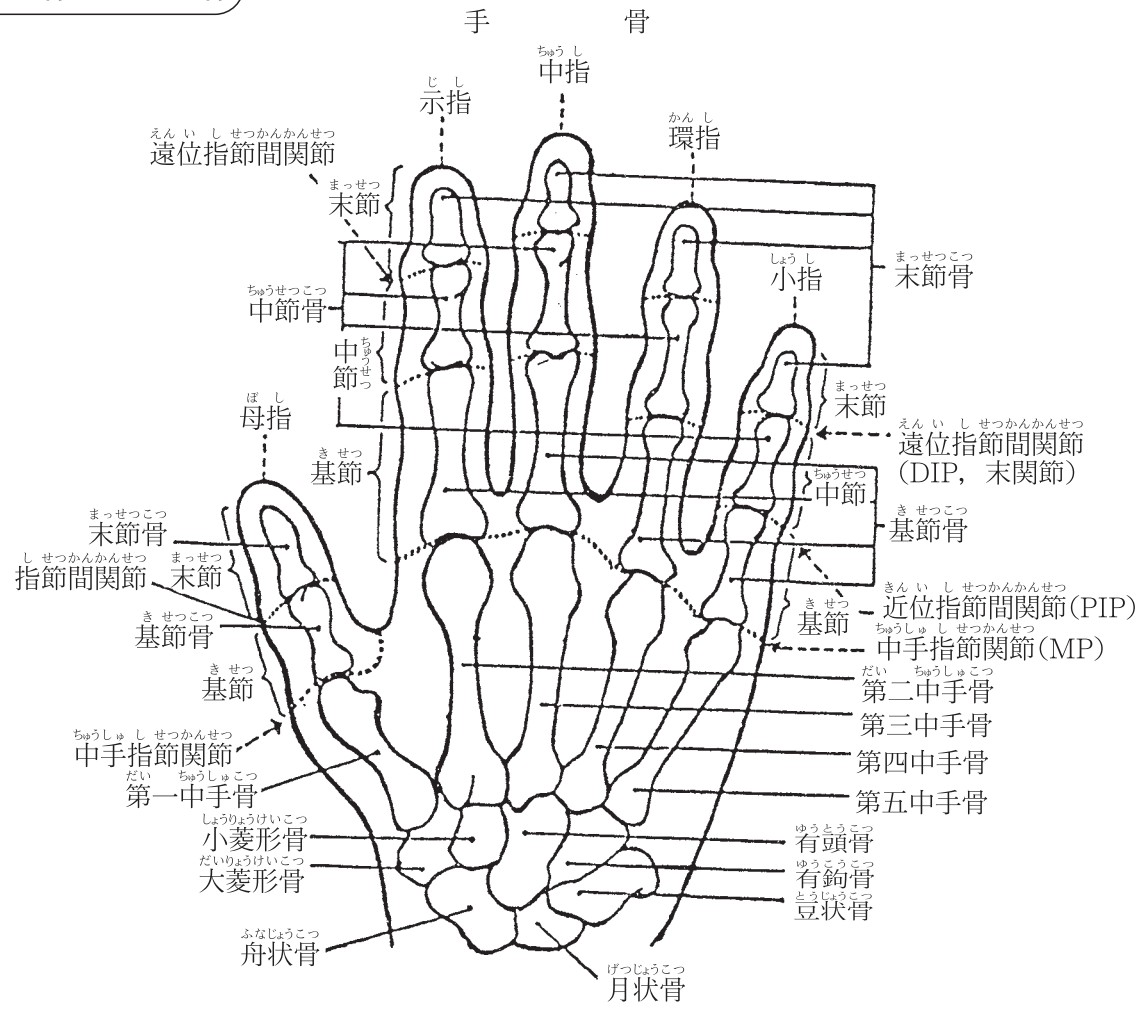
肘 関 節 (右掌側面)



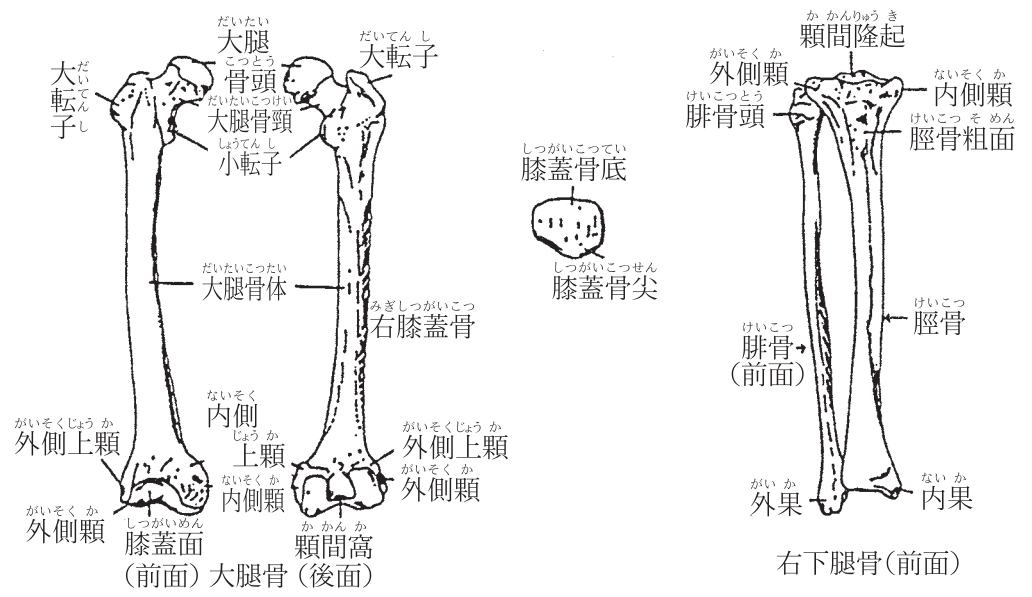
前 腕 骨 (右)

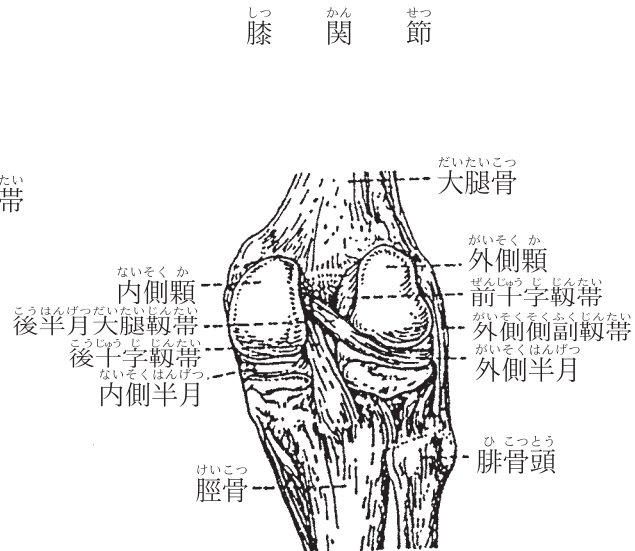
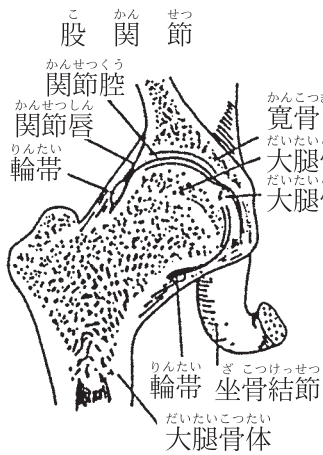


手の骨及び足の骨

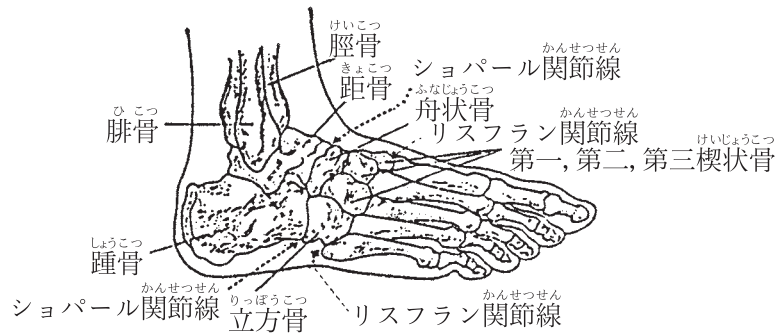


大腿骨と下腿骨 (右)

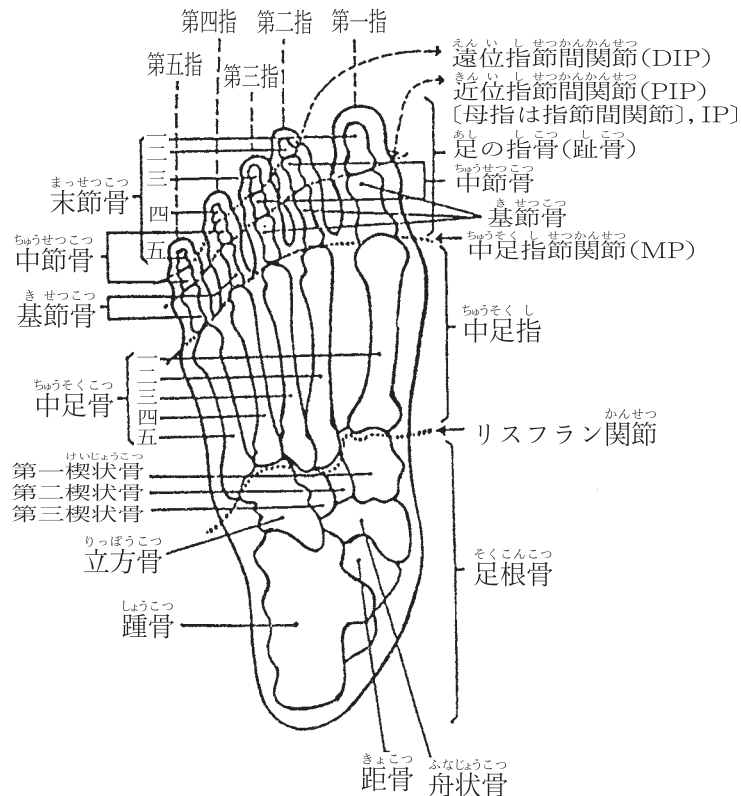




足関節（右）の外側面

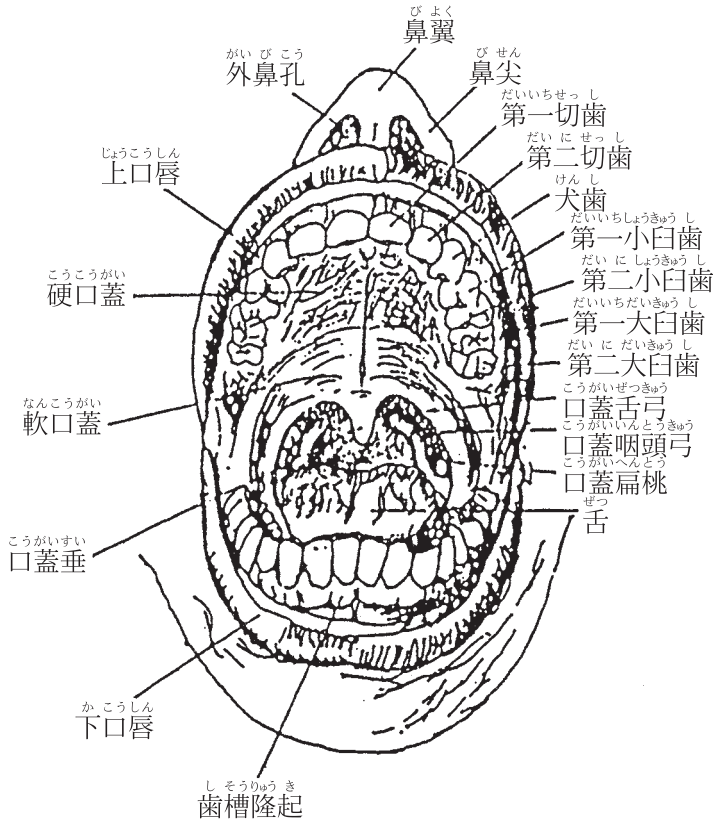


足 骨

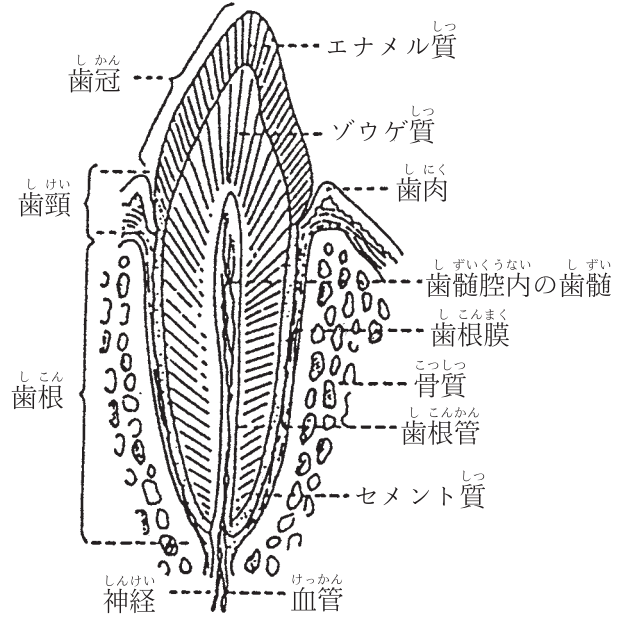


口 腔

口 腔

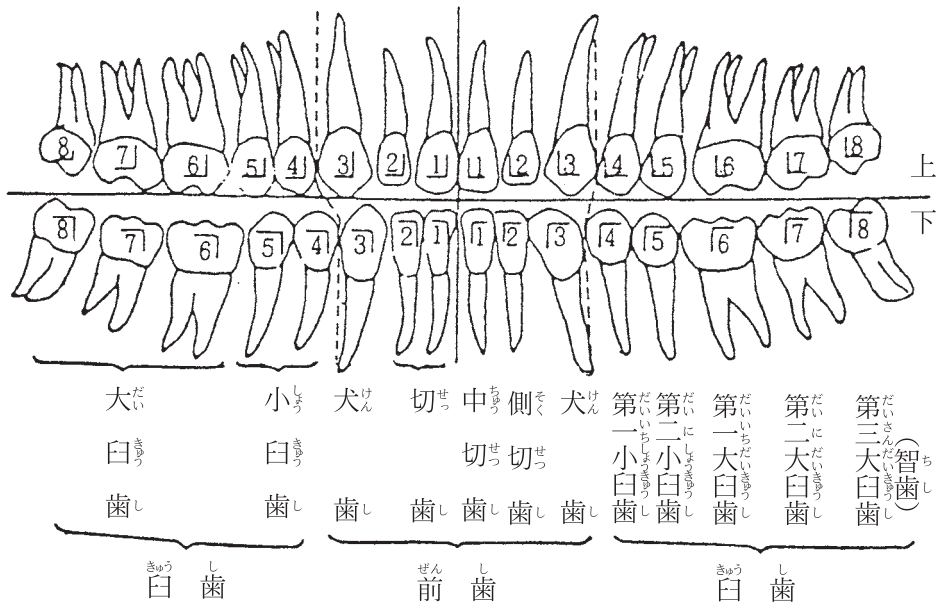


齒槽と齒の縦断面



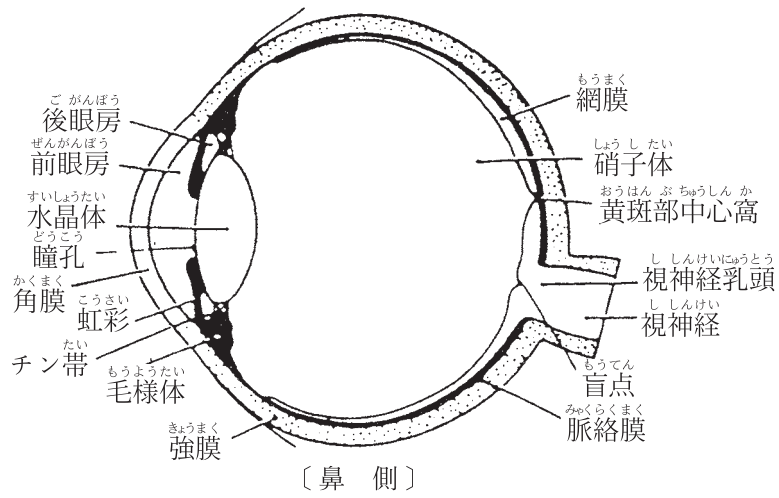
上下永久歯牙

右 左

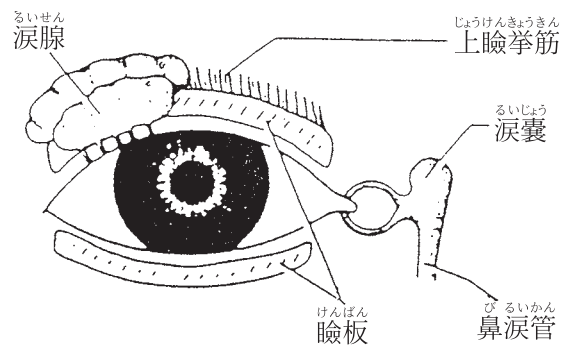
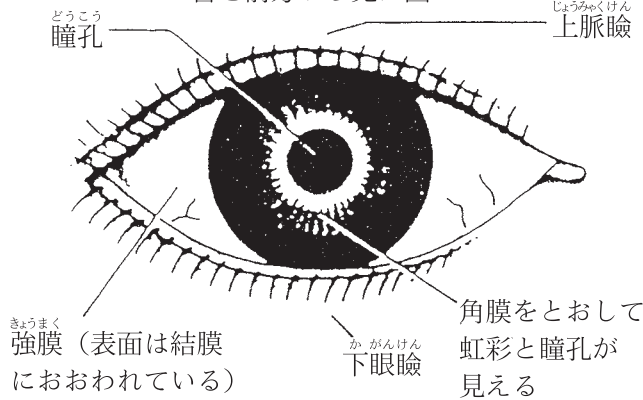


目

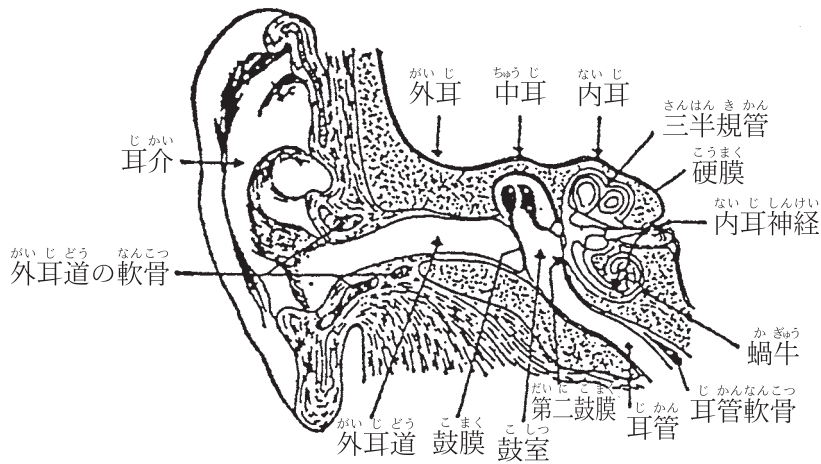
眼球断面  
〔耳側〕



目を前方から見た図



耳



## 各 様 式 等 一 覧 表

	名 称	様 式
1	公務災害認定請求書	様式第1号
2	通勤災害認定請求書（法第2条第2項第1号関係）	様式第2号
3	通勤災害認定請求書（法第2条第2項第2号及び第3号関係）	様式第2号の2
4	療養の給付請求書	様式第5号
5	療養補償請求書	様式第6号
6	休業補償請求書、休業援護金申請書、平均給与額算定書	様式第7号
7	休業補償請求書、休業援護金申請書（離職者用）	様式第8号
8	障害補償年金請求書、障害特別支給金・障害特別援護金・障害特別給付金申請書	様式第9号
9	障害補償一時金請求書、障害特別支給金・障害特別援護金・障害特別給付金申請書	様式第11号
10	障害補償変更請求書	様式第13号
11	介護補償請求書	様式第13号の2
12	遺族補償年金請求書、遺族特別支給金・遺族特別援護金・遺族特別給付金申請書	様式第14号
13	障害補償年金差額一時金請求書、障害差額特別給付金申請書	様式第16号
14	遺族補償一時金請求書、遺族特別支給金・遺族特別援護金・遺族特別給付金申請書	様式第23号
15	葬祭補償請求書	様式第25号
16	療養の現状等に関する報告書	様式第38号
17	障害の現状報告書（傷病補償年金）	様式第39号
18	障害の現状報告書（障害補償年金）	様式第40号
19	遺族の現状報告書	様式第41号
20	福祉事業（外科後処置・アフターケア）申請書	様式第42号
21	福祉事業（リハビリテーション）申請書	様式第43号
22	福祉事業（補装具）申請書	様式第44号
23	福祉事業（在宅介護を行う介護人の派遣）申請書	様式第46号
24	福祉事業（奨学援護金）申請書	様式第47号
25	福祉事業（就労保育援護金）申請書	様式第48号
26	傷病特別支給金・傷病特別給付金申請書	様式第49号
27	福祉事業（長期家族介護者援護金）申請書	様式第49号の2
28	福祉事業（旅行費）申請書	様式第50号
29	奨学援護金の支給に係る現状報告書	様式第52号
30	就労保育援護金の支給に係る現状報告書	様式第53号



31	災害発生報告書	支部様式第1号
32	現認・事実証明書	支部様式第2号
33	療養補償請求書（柔道整復師用）	支部様式第3号
34	転医届	支部様式第4号
35	はり・きゅう・マッサージ同意書	支部様式第5号
36	通院日数証明書・移送費明細書	支部様式第6号
37	補装具証明書	支部様式第7号
38	上級室等使用証明書	支部様式第8号
39	看護証明書	支部様式第9号
40	腰痛（頸部痛）関係調書	支部様式第10号
41	既往歴報告書	支部様式第11号
42	治ゆ報告書	支部様式第12号
43	障害程度診断書	支部様式第13号
44	補償先行申出書	支部様式第14号
45	確約書	支部様式第15号
46	第三者加害行為災害届	支部様式第16号
47	加害自動車の保険（共済）契約に関する申立書	支部様式第17号
48	被災職員の人身傷害補償保険（特約）の加入の有無に関する申立書	支部様式第18号
49	念書	支部様式第19号
50	念書兼同意書	支部様式第20号
51	損害賠償の受領状況報告書	支部様式第21号
52	診療費請求明細書（歯科用）	支部様式第22号
53	療養費請求書（指定医療機関用）	支部様式第23号
54	療養費請求明細書（指定医療機関用）	支部様式第23号の2
55	第三者加害報告書	支部様式第24号
56	経過報告書	支部様式第25号
例示1	災害発生状況図	
〃 2	負傷部位略図	
〃 3	経路図	
〃 4	示談書	
〃 5	示談書	
〃 6	事故発生状況報告書	
〃 7	個人情報の利用目的告知書	
〃 8	同意書（本人用）	
〃 9	同意書（遺族用）	
〃 10	治療費の請求保留依頼書	
資料	地方公務員災害補償基金静岡県支部 指定医療機関一覧表	

各様式の書式データ及び本書PDFデータをHPに掲載していますので、御活用下さい。（HPアドレス：  
<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/jinji/1041119/index.html>）

なお、印刷に際しては、使用するパソコン・プリンタによってページのズレ等が発生することもありますので、確認・調整のうえ御使用下さいますようお願いいたします。

## 地方公務員災害補償基金静岡県支部 指定医療機関一覧表

No.	地域	名称	郵便番号	所在地	電話番号
1	静岡市葵区	静岡てんかん・神経医療センター	420-8688	静岡市葵区漆山886	054-245-5446
2		静岡厚生病院	420-8623	静岡市葵区北番町23	054-271-7177
3		静岡県立総合病院	420-8527	静岡市葵区北安東4-27-1	054-247-6111
4		静岡赤十字病院	420-0853	静岡市葵区追手町8-2	054-254-4311
5	静岡市駿河区	静岡済生会総合病院	422-8527	静岡市駿河区小鹿1-1-1	054-285-6171
6		静岡みらいスポーツ・整形外科	422-8008	静岡市駿河区栗原6-25	054-264-7936
7		小長井整形外科医院	422-8064	静岡市駿河区新川2-5-31	054-286-0911
8		山中整形外科	422-8036	静岡市駿河区敷地1-28-6	054-238-3066
9	静岡市清水区	清水厚生病院	424-0114	静岡市清水区庵原町578-1	054-366-3333
10		桜ヶ丘病院	424-8601	静岡市清水区桜ヶ丘町13-23	054-353-5311
11	浜松市中央区	遠州病院	430-0929	浜松市中央区中央1-1-1	053-453-1111
12		聖隷浜松病院	430-0906	浜松市中央区住吉2-12-12	053-474-2222
13		鈴木整形外科スポーツクリニック	430-0907	浜松市中央区高林4-6-14	053-412-7070
14		やまうち整形外科	430-0901	浜松市中央区曳馬5-4-48	053-412-0007
15		浜松労災病院	430-8525	浜松市中央区将監町25	053-462-1211
16		聖隷三方原病院	433-8105	浜松市中央区三方原町3453	053-436-1251
17		中西整形外科医院	432-8061	浜松市中央区入野町16101-16	053-447-1611
18	浜松市浜名区	引佐赤十字病院	431-2213	浜松市浜名区引佐町金指1020	053-542-0115
19		浜松赤十字病院	434-8533	浜松市浜名区小林1088-1	053-401-1111
20		天竜病院	434-8511	浜松市浜名区於呂4201-2	053-583-3111
21		西坂整形外科	434-0044	浜松市浜名区内野1220	053-585-0550
22	熱海市	国際医療福祉大学熱海病院	413-0012	熱海市東海岸13-1	0557-31-9171
23	伊豆市	伊豆赤十字病院	410-2413	伊豆市小立野100	0558-72-2148
24		中伊豆温泉病院	410-2502	伊豆市上白岩1000	0558-83-3333
25	伊豆の国市	順天堂大学医学部附属静岡病院	410-2295	伊豆の国市長岡1129	055-948-3111
26	裾野市	裾野赤十字病院	410-1118	裾野市佐野713	055-992-0008
27	御殿場市	国立駿河療養所	412-8512	御殿場市神山1915	0550-87-1711
28		フジ虎ノ門整形外科病院	412-0045	御殿場市川島田1067-1	0550-89-7872
29		渡辺整形外科内科医院	412-0045	御殿場市川島田1420-2	0550-89-6722

No.	地域	名称	郵便番号	所在地	電話番号
30	三島市	三島総合病院	411-0801	三島市谷田字藤久保2276	055-975-3031
31		三島中央病院	411-0848	三島市緑町1番3号	055-971-4133
32	沼津市	聖隷沼津病院	410-8555	沼津市本字松下七反田902-6	055-952-1000
33		沼津市立病院	410-0302	沼津市東椎路字春ノ木549	055-924-5099
34		瀬尾記念慶友病院	410-0822	沼津市下香貫島郷2773-1	055-935-1511
35	富士宮	富士宮市立病院	418-0076	富士宮市錦町3-1	0544-27-3151
36	富士市	富士整形外科病院	417-0045	富士市錦町1-4-23	0545-51-3751
37		共立蒲原総合病院	421-3306	富士市中之郷2500-1	0545-81-2211
38		富士市立中央病院	417-8567	富士市高島町50	0545-52-1131
39	焼津市	焼津市立総合病院	425-8505	焼津市道原1000	054-623-3111
40	藤枝市	藤枝市立総合病院	426-8677	藤枝市駿河台4-1-11	054-646-1111
41		はまべ整形外科	426-0202	藤枝市上藪田74-1	054-648-1500
42	島田市	島田市立総合医療センター	427-8502	島田市野田1200-5	0547-35-2111
43	菊川市	菊川市立総合病院	439-0022	菊川市東横地1632	0537-35-2135
44	掛川市	中東遠総合医療センター	436-8555	掛川市菖蒲ヶ池1-1	0537-21-5555
45		きたはらクリニック	436-0075	掛川市仁藤町1-6	0537-22-3062
46		掛川東病院	436-0030	掛川市杉谷南1丁目1-1	0537-23-7111
47		うめづ脳神経外科	436-0030	掛川市杉谷南1丁目19-8	0537-29-5537
48	袋井市	小早川整形リウマチクリニック	437-0061	袋井市久能1969	0538-43-5800
49	磐田市	磐田市立総合病院	438-8550	磐田市大久保512-3	0538-38-5000
50	湖西市	市立湖西病院	431-0431	湖西市鷺津2259-1	053-576-1231
51	駿東郡	静岡医療センター	411-8611	駿東郡清水町長沢762-1	055-975-2000
52	周智郡	公立森町病院	437-0214	周智郡森町草ヶ谷391-1	0538-85-2181

**公務災害・通勤災害  
認定・補償請求の手引**

(令和6年3月作成)

編集 地方公務員災害補償基金静岡県支部

発行 (静岡県経営管理部福利厚生課内)

〒 420-8601 静岡市葵区追手町9-6

TEL 054-221-3392・3650

FAX 054-221-3142

印刷 池田屋印刷株式会社